

2024年10月22日

青森県知事
宮下宗一郎 殿

核のゴミから未来を守る青森県民の会
共同代表 阿部 一久
奥村 榮
古村 一雄

**むつ中間貯蔵施設操業に対する抗議及び同施設と六ヶ所再処理工場中止の
要請と公開質問状について（依頼）**

当県民の会は、むつ中間貯蔵施設に関する安全協定（案）ならびに事業計画について去る5月29日、7月1日、8月9日に公開質問状及び要請し、貴職から回答をいただきました。

しかし、いずれの回答も質問の趣旨にまともに答えられない内容で抗議します。

にもかかわらず、8月9日に安全協定を締結し、9月26日に新潟県・東京電力柏崎刈羽原発からの使用済核燃料12トンが、当県民の会及び中間貯蔵施設はいらない！下北の会など多くの反対の声に背き、むつ中間貯蔵施設に搬入されました。

このことに強く怒りを込めて抗議します。

搬入された使用済核燃料が50年以内に六ヶ所再処理工場に搬出され、再処理される可能性は限りなくゼロに近いことから、搬入された使用済核燃料を直ちに発注元に返し、新たに搬入せず、遡求に同施設計画を中止されるよう要請します。

併せて、六ヶ所再処理工場が竣工時期を27回延期し、2026年度を目標とすることを日本原燃は発表しましたが、建設着工以来31年経っても竣工できないことで、日本原燃の同工場を安全に操業する資格も技術的能力がないことが証明され、同工場計画を早急に中止されるよう要請します。

従って、下記により両施設計画の中止要請及び公開質問状を提出しますので、対応方についてよろしく願います。

記

(1) むつ中間貯蔵施設計画等の中止等の要請

知事はむつ中間貯蔵施設計画の中止を国及び事業者に求めること。

知事は、六ヶ所再処理工場の中止を国及び事業者に求めること。

知事は、核燃料サイクル計画の中止を次期エネルギー計画に記入されるよう国に求めること

知事は、六ヶ所に一時貯蔵されている高レベル放射性廃棄物が遅くとも2045年4月25日までに搬出されるよう、搬出先及びスケジュールを国に求めること。

知事は、今後予定している国との核燃料サイクル協議会の場で、上記 ～ が実現されるように国に求めること。

(2) 公開質問状のお願い

公開質問状を別紙により提出しますので、文書にて御回答下さるようお願いいたします。

以上

2024年10月6日作成

別紙

むつ中間貯蔵施設・六ヶ所再処理工場・高レベル放射性廃棄物等に関する公開質問状

核のゴミから未来を守る青森県民の会

(1) むつ中間貯蔵施設に関して

2024年8月9日付、当県民の会質問に対する、2024年9月9日付、知事回答(以下知事回答)では「搬出先について次期エネルギー基本計画において具体化を図るべく(中略)六ヶ所再処理工場での処理を仮定した場合の課題と対応などの検討を進めていく」旨の回答があったことが、県民の懸念に対し、一定程度払拭され、大きく前進したと回答しています。

基本計画の内容を確認し、判断すべきと考えるが、そうしなかった理由について伺いたい。

(2024年8月9日付質問の問1、2 以下同様)

六ヶ所再処理工場が竣工していないのに、同工場の50年以上の稼働を前提に中間貯蔵施設を進めることは無理との問いに、知事回答は「着実な稼働を進めて行くことを確認した」とあるが、いつ誰にどのような内容を確認し、どのような回答があったのか伺いたい。

(問3, 4)

両電力会社に、「今後50年間の使用済核燃料の発生見込量を調査、確認すべき」との問いに、知事回答は「発生量を正確に見通すことは困難な状況で、搬出計画などの必要な検討を進めている」とあるが今回の搬入する必要性も3000トンの施設の必要性の根拠はないと考えるが、各々の必要性の根拠を伺いたい。

(問6)

両電力会社から中長期計画も示されていないことから2棟目は必要なく、2棟目必要の根拠と建設スケジュールを求めるべきとの問いに、知事回答は「サイトの運用方針等について検討を進め、まとめ次第示したい」とあるが、平成17年の立地要請時には、両電力会社の長期的な発生見込量に基づいて、2棟目の計画が示されながら、現時点で、長期的計画が示されない状況では、2棟目も必要ないと考えるが、知事の見解を伺いたい。

(問7)

両電力会社は既に大量のプルトニウムを保有しているにもかかわらず、プルサーマル計画も進んでいないため再処理の必要が無いことから、両電力会社に今後50年間のプルトニウム利用計画と再処理計画を求めるべきとの問いに、知事回答は「将来的にプルサーマルを推進していくとの方針に変わりはない」とのことであるが、これでは、プルトニウムと再処理の必要性の根拠及び中間貯蔵の必要性の根拠にならず、改めて両電力会社に具体的計画を求めるべきと考えるが知事の見解と対応を伺いたい。(問8)

六ヶ所再処理工場に搬出不可能の場合や発生元の原発が廃炉になった等の対応の問いに、知事回答は「搬出時に稼働している再処理工場での処理を想定し、覚書により事業者の責任で必要な措置」とあるが、50年後以降の再処理工場の計画もなく、必要な措置の内容も曖昧不透明で、より具体的、現実的な対応を国、事業者に求めるべきと考えるが、知事の見解と対応を伺いたい。
(問9)

六ヶ所再処理工場にはレッドセル内の機器設備が約7割あることから、100年以上の安全性、健全性をどう保全、保証するのかとの問いに、知事回答は「マニピュレータ等の作業等を検討し、セルに入域、作業は可能であり、設備を定期的に評価することで、安全性、健全性を確保している」とのことであるが、100年以上の期間についての回答はなく、改めて、100年以上の同工場の安全性、健全性の根拠を具体的に説明されたい。
(問10)

覚書の事業の確実な実施が著しく困難な状況の内容とその手続きについての問いに知事回答は「政策の一貫性が失われて核燃料サイクル事業をやめる場合を想定し、手続きは、県等と協議」とありますが、一貫性の具体的内容及びこれは全量再処理を断念し、直接処分とした場合等の政策変更も含まれるのか、また、手続きに国は入らないのかを伺いたい。
(問14)

8月9日にRFSにおいて策定されたトラブル対応要領を提供していただきたい。
(問19)

最新の知見を反映するのであれば、米軍及び自衛隊三沢基地に配備されたF35Aジェット戦闘機の施設への衝突の安全評価と審査を国に求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

安全協定は、2棟目も対象とした内容であることを確認して締結したのか、またそうであれば、この協定の有効期間年数の見込み期間及びその期間を協定文に明記しない理由について伺いたい。

知事回答の多くは、国及び事業者の説明を「繰り返す」だけで、県の主体性は全くなく、県独自の検証、検討が必要と考えますが、知事の見解と対応について伺いたい。
(問3～15・18・19・21・22・23・25)

むつ中間貯蔵施設搬入のための輸送船は津軽海峡を通過することから、輸送の情報を北海道函館市にも説明されるよう、県は国と事業者を求めるべきと考えるが、知事の見解と対応を伺いたい。

共用化について、2024年5月29日質問の7月3日付の知事回答では「共用化案は、県内に今の時点で存在しない」とあることから、県外には存在することなのかその内容を伺いたい。

また、知事として、青森県には永久に共用化を認めないことを明言すべきと考えるが、知事の見解を伺いたい。

両電力会社は、今後の使用済核燃料の発生見込量もプルトニウム利用計画も示さず、搬出先も不確定なまま中間貯蔵事業を進めることは、次世代に問題を先送りし、負の遺産をふやすことになり、県政としては無責任と考えるが、知事の見解と対応を伺いたい。

(2) 六ヶ所再処理工場に関して

竣工目標が2026年度の目標とはそれが遅くなるとも理解できるが、知事は2026年度中に竣工できると考えているのか伺いたい。

竣工が遅くなってもプルトニウムが不足していないことから、同工場の操業は必要ないと考えるが、知事の見解と対応を伺いたい。

高レベル廃液が現在245立方メートル同工場にあるが、これが全てガラス固化される時期及び発生するガラス固化体の数について伺いたい。

また、竣工までにガラス固化する量及び発生するガラス固化体の数について伺いたい。

更にガラス固化熔融炉を新型にする計画を聞いているが、導入時期は竣工前なのか、後なのかその時期について伺いたい。また、245立方メートルの廃液の内、新型炉でガラス固化する量及び発生するガラス固化体の数について伺いたい。

同工場のアクティブ試験は、まだ終了していないが、その理由及び終了の時期の見込みとその間に必要とする試験等の作業内容について伺いたい。

アクティブ試験中に、高レベル廃液を全てガラス固化できなかった理由及びその対策の内容と作業の進捗状況について伺いたい。

アクティブ試験で、425トン再処理し、高レベル廃液が346立方メートル発生し、内125立方メートルをガラス固化し、ガラス固化体346本製造されているが、この実績から、800トン再処理すれば、高レベル廃液約700立方メートル発生し、ガラス固化体が約2000本製造され、当初計画の1000本を変更する必要があると考えるが、県の認識について伺いたい。

また、平成20年3月に策定された最終処分に関する計画では、ガラス固化体の発生見込量は、平成27年約1600本、平成28年約1500本とされ、平成33年頃には、約4万本に達するとあることから、上記アクティブ試験の実績を踏まえて、現時点において、同工場で800トン再処理した場合のガラス固化体発生見込量について伺いたい。

六ヶ所再処理工場のアクティブ試験の状況から年間800トン再処理するとガラス固化体が2000本程度発生すると推計され、同工場を40年操業すれば約8万本となる。更にむつ中間貯蔵施設からの再処理分を推計すれば(5000トン)約1万3000本が製造され少なくとも約9万本以上のガラス固化体が再処理工場で発生すると推計されるが、この推計に対する国の説明及び県の認以上について伺いたい。また、六ヶ所再処理工場における現在のガラス固化体の最大保管可能数量について伺いたい。

現在国は、高レベル最終処分場の規模を約4万本と説明していることから、この規模の拡大または、処分場数を増やすことを国は説明すべきと考えるが、国及び県の認識と対応について伺いたい。

再処理工場の高レベル廃液は、最大で366立方メートル貯めることが可能とされている。所が、これまでアクティブ試験で高レベル廃液がどのくらい製造されたか公開されないでいた。万が一にも高レベル廃液が漏洩すれば、大事故につながるので、安全協定に基づく定期報告書で明らかにするべきと思うが、知事はどのように考えているのか伺いたい。

プルトニウム利用計画が不透明であれば再処理計画が不透明となり、高レベル放射性廃棄物最終処分場が操業しなければ、六ヶ所再処理工場での保管量が増え、保管期間も長くなるなど、県民の不安が増えることになり、それらの問題を曖昧にすることは、本県の次の世代の不安や苦悩を増やすことになることから、施設の安全性も含めて、これらの問題が解決されるまで、知事は再処理工場の操業を認めるべきでないと考えるが、知事の見解と対応を伺いたい。

六ヶ所再処理工場にF35Aジェット戦闘機が衝突した際の安全評価の審査を国に求めるべきと考えるが、知事の見解と対応を伺いたい。

(3) 高レベル放射性廃棄物に関して

平成6年9月定例県議会で、北村知事は、高橋弘一議員(自民党)の質問に対して「先般策定された原子力長期計画において、本県知事の意向を踏まえて、処分実施に向けてのスケジュール及び国の責任を明記している。(略)国の方針を踏まえれば、本県において最終処分が行われることはないが、県民の不安等を解消すべく国等に、長期計画に示されたスケジュールを着実に具体化

するよう働きかけを行っている」と答弁している。

この長計に示されたスケジュールの、策定期間と内容及びこのスケジュールはその後変更されたのか、又、このスケジュールの実現の見通しについて伺いたい。

また、上記定例県議会で、浅利稔議員（公明党）に対して県環境保健部長は「日本原燃と各電力会社及び日本原電との間で、貯蔵管理期間終了後（搬入後50年以内）ガラス固化体を最終処分にむけて同施設より搬出する旨契約を締結した」と聞いていると答弁しています。

この契約の目的と内容について伺いたい。

また、最終処分場操業が搬出期限に間に合わない場合の対応について上記契約にどのように明記されているのか、明記されていないとすれば、日本原燃と各電力会社はどのように対応するつもりか、県は確認すべきと考えるが、県の見解と対応について伺いたい。

最終処分場操業の目途について、平成6年の長計では、2030年代から2040年代半ばとし、平成20年3月に策定された最終処分計画では平成40年代（2030年代）後半を目途とし（文献調査と概要調査を実施した後、平成20年中頃を目途に精密調査地区を選定し、平成40年前後を目途に最終処分建設地を選定）といずれも閣議決定された国の計画で示されています。国として、技術的にも安全規制的な制度面でも、このスケジュールが可能と判断したから閣議決定したと考えるが、国の説明及び県の認識について伺いたい。

日本原燃が、平成6年12月の安全協定で一時貯蔵期間を30年から50年間としたのは、初搬入予定の平成7年から、30年から50年後には、国の原子力長計を参考に、最終処分場が操業されると判断したからと推察するが、貯蔵期間の根拠と最終処分操業の関連に関して、日本原燃が県に説明した内容について伺いたい。

同廃棄物最終処分場操業までに各種調査、建設工事等で約30年必要とすると国はこれまで説明しているが、これは現在も変更しないのか伺いたい。

変更がなければ、遅くとも2045年4月25日までに六ヶ所村から最終処分場に搬出されることは不可能で、平成6年9月の県議会の答弁に反すると考えるが、知事の見解を伺いたい。可能と考えるなら、その根拠を伺いたい。

2045年4月25日までに、最終処分場に搬出できなければ別な搬出先が確保される必要があり、知事は国と事業者によるそのことの検討、協議を要請すべきと考えるが、知事の見解を伺いたい。

高レベル（特殊放射性廃棄物）最終処分法で5年毎に10年を1期とする、最終処分計画が平成20年3月以降策定されていないが、次期計画が遅れている理由、及び策定期間について伺いたい。また、県は早期の策定を求めるべきと考えるが、知事の見解と対応を伺いたい。

平成20年計画には、高レベルガラス固化体が平成33年には約4トン保管し、平成40年代後半目途に、最終処分場操業とあるが、現在の保管量について伺いたい。

更に、この計画の最終処分場操業の時期の平成40年代後半を目途としていることも実現不可能と思われ、県は国に説明を求めるべきと考えるが、各々県の認識と対応について伺いたい。

(4) ウラン濃縮工場と大間原発について

ウラン濃縮工場に保管されている劣化ウランの利用目的及び保管量と搬出計画について伺いたい。また、劣化ウランが利用されない場合の処分方法と処分場所について伺いたい。

大間原発の工事計画が変更されたにもかかわらず、運転開始時期予定の2030年を変更しない理由及び運転開始時期とその公表時期について伺いたい。

同原発で発生する使用済MOX燃料の保管期間及び再処理計画について伺いたい。

上記計画が実現しなければ、核燃料サイクル政策の一貫性が失われることになると思うが、知事の見解を伺いたい。

同原発計画に対して、函館市は建設中止を求める訴訟を提起し、現在審理中である。

青函交流圏の振興、発展及び世界文化遺産登録縄文遺跡群の保存、活用等を協力連携する観点から、同原発計画に函館市の不安等が反映されるよう、県は函館市との意見交換の場を設けるべきと考えるが、知事の見解と対応を伺いたい。

(5) 実現しない国の原子力長期計画に関して

これまで国の原子力長期計画にあった、もんじゅや大間に予定されていた新型転換炉(ATR)第二再処理工場、プルサーマル計画、高レベル放射性廃棄物最終処分場操業など、核燃料サイクル計画で重要な事業が実現していないことから、県独自にこれまでの原子力長期計画の達成状況を検証し、県民に公表し、国の次期エネルギー基本計画に反映するよう国に求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

(6) 核のゴミ捨て場と青森県の将来に関して

今後計画されている海外返還低レベル放射性廃棄物及び1984年の電気事業連合会の核燃料

サイクル施設立地協力要請資料に記載されている原発廃止措置に伴って発生する低レベル放射性廃棄物の本県搬入、一時貯蔵、最終処分を認めないと、知事は明言すべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

東京電力福島第一原発事故で発生したデブリや除染土等の放射性廃棄及び同原発と第二原発の廃炉に伴い発生する使用済核燃料と放射性廃棄物の本県への搬入、一時保管、再処理、最終処分を認めないと知事は明言すべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

原発立地自治体と原発の恩恵を最も多く受けている大都市には無い、放射性廃棄物最終処分場（低レベル）、一時貯蔵施設（高レベル）、使用済核燃料中間貯蔵施設、再処理工場、MOX加工工場等日本で唯一の不安、危険な施設を青森県が受け入れていることは、青森県は他県よりも安全、安心に対する姿勢と対応が甘く、将来に対する信頼感や期待感が低いとの評価を受け、青森県のイメージダウンにつながると考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。

青森県には既に日本唯一の低レベル放射性廃棄物最終処分場と、高レベル放射性廃棄物の一時貯蔵施設、高レベル放射性廃棄物を製造する六ヶ所再処理工場及び将来放射性廃棄物となる可能性の高い使用済核燃料などがあり、「核のゴミ」の日本最大の集積地となりつつあり、これを回避し、子どもや若者たちに負の遺産を増やさず、残さないことが私たちの責務と考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。